

≫児童虐待に気づいたら…≪



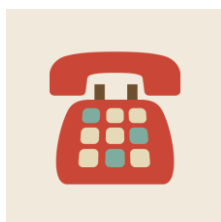
●もしや虐待では・・・という疑いを持ったとき

児童虐待は、家庭という密室で起きるため、虐待を見つけることは大変困難になります。

しかし、虐待を受けている子どもは、何らかのSOSのサインを出していることがあります。こうしたサインに気づいたら、児童相談所や子育て支援課（こども家庭センター）に相談（通告）しましょう。

通告は、子どもを守り、虐待をする保護者を救うことになります。

体罰は法律で禁じられています。



児童虐待全国共通ダイヤル

『189』

平日の日中は川越児童相談所 049-223-4152
またはこども家庭センター(81-5709)で受け付けます。

また、埼玉県では早期に虐待を発見するために、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の通報を24時間365日受け付けています。

埼玉県虐待通報ダイヤル

『#7171』



24時間365日受付・対応します。

ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線、PHSの場合は
0120-80-7171

どちらもつながらない場合は048-762-7533（有料）

※詳細は埼玉県ホームページをご覧ください。（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/20170711.html>）

●身体的虐待

なぐる、ける、おぼれさせる、異物を飲ませる、戸外へ閉め出すなど。

●心理的虐待

言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱いなど。児童の目の前で行われる家庭内暴力（DV）も心理的虐待に含まれます。

●ネグレクト

家に閉じ込める、病気やけがをしても病院へ連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにするなど。

●性的虐待

子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交をみせる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなど。